

健臓発第 0207010 号

平成 17 年 2 月 7 日

日本組織移植学会理事長 殿

厚生労働省健康局

疾病対策課臓器移植対策室長



組織移植における欧州渡航歴に関する問診等について

臓器移植における欧州渡航歴に関する問診等については、各臓器の臓器提供者（ドナー）適応基準の「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い」の取扱いにより実施されているところですが、今般、献血における採血者の制限と同様に、暫定的に英国滞在歴1ヵ月以上の者からの臓器提供を見合わせることにする旨の通知を、別紙のとおり社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長あて通知しました。つきましては、貴職におかれては、組織移植についても臓器移植における取扱いを参考として各医療機関において問診強化等を行っていただくよう、貴学会所属の医療機関に対する周知方、御協力願います。

なお、同趣旨の通知を社団法人日本整形外科学会理事長、近畿スキンバンク代表、東京スキンバンクネットワーク代表、財団法人愛のこだまイアーバンク理事長及び静岡移植研究会ワーキンググループ静岡移植研究班事務局あてに送付していることを申し添えます。



健発第 0207009 号
平成 17 年 2 月 7 日

社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長 殿

厚生労働省健康局長



臓器のあっせんに伴う欧州渡航歴に関する問診の強化等について

臓器のあっせんに伴う欧州渡航歴に関する問診等につきましては、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成 9 年 10 月 16 日付け健医発第 1371 号。以下「局長通知」という。）により実施されているところですが、4 日、厚生科学審議会疾病対策部会クロイツフェルト・ヤコブ病等委員会で国内における変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）第 1 症例が確認され、これを受けて、献血の採血時の欧州渡航歴に関する問診について、「採血時の欧州渡航歴に関する問診の強化について」（平成 17 年 2 月 7 日付け薬食発第 0207006 号）により、予防的な対応として、暫定的な措置がとられました。

つきましては、各臓器の臓器提供者（ドナー）適応基準に記載されている「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い」の取扱いについては、献血における取扱いと同様に、当面の予防措置として、暫定的に、局長通知の記載に関わらず、1980（昭和 55）年以降に 1 ヶ月以上の英国滞在歴を有する者からの臓器の提供を見合わせることにします。貴職におかれては、この取扱いを遵守していただくよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、今回の措置により、提供制限の対象国等は下記のとおりとなりますので、ご参照ください。

記

1 対象国と滞在歴

		提供制限対象国	滞在歴
A	①	英国	1ヶ月以上
	②	アイルランド、イタリア、オランダ、スイス、スペイン、ドイツ、フランス、ベルギー、ポルトガル	6ヶ月以上
B		アイスランド、アルバニア、アンドラ、オーストリア、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、スウェーデン、スロバキア、スロベニア、セルビア・モンテネグロ、チェコ、デンマーク、ノルウェー、パチカン、ハンガリー、フィンランド、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルグ	5年以上

注) Bに掲げる国の滞在歴を計算する際には、Aに掲げる国の滞在歴を加算し、A②に掲げる国の滞在歴を計算する際にはA①に掲げる国の滞在歴を加算するものとする。

2 対象時期

1980（昭和55）年以降